

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第63回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成30年11月2日（金）午後1時29分から午後2時37分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）安浪亮介

（委員）甲斐行夫，加城千波，堀内成子

（庶務）田内東京高裁総務課長，岡元東京高裁総務課課長補佐，

久保寺東京高裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

前回の議事要旨の確定について

(2) 協議

ア 平成31年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

イ 平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(3) 今後の予定等

5 議事

(1) 報告

庶務から，前回の議事要旨を確定し，ホームページに掲載したことが報告さ

れた。

(2) 協議

ア 平成31年4月期の弁護士任官候補者に関する情報の取りまとめについて

庶務から、平成31年4月期に弁護士から裁判官へ任官を希望する者に関する情報収集依頼の経過の説明があり、説明者から、収集された情報の概要について説明があった。

協議の結果、指名の適否に関する具体的情報が記載されていないものを除いて下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）に報告することとされた。

イ 平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

(ア) 庶務から、平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集依頼の経過の説明があり、説明者から、収集された情報の概要について説明があった。

(イ) 指名候補者名が記載されていない情報の取扱いについて

分科会長から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されてきたことが説明された。

協議の結果、当該情報は指名の適否に関する情報ではなく、候補者も特定されていないため、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

(ウ) 当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者に関する情報について

庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者と思われる者に関する情報が送付されてきたことが説明された。

協議の結果、この情報は、当地域委員会が担当する者に関する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。

(エ) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

その他の情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成31年10月期の弁護士任官候補者及び平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、期日は平成31年3月8日（金）午後1時30分から開催することとされた。

以上

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第63回）

### 第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

#### 1 日時

平成30年10月31日（水）午前10時00分から午前10時55分まで

#### 2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

#### 3 出席者

（分科会長）山野目章夫

（委員）永井徹，山田俊雄，三枝康裕，中原亮一

（庶務）田内東京高裁総務課長，岡元東京高裁総務課課長補佐

久保寺東京高裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

#### 4 議題

##### (1) 報告

前回の議事要旨の確定について

##### (2) 協議

平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

##### (3) 今後の予定等

#### 5 議事

##### (1) 報告

庶務から，前回の議事要旨を確定し，ホームページに掲載したことが報告された。

##### (2) 協議

平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめにつ

いて

ア 庶務から、平成31年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集依頼の経過の説明があり、説明者から、収集された情報の概要について説明があった。

イ 指名候補者名が記載されていない情報の取扱いについて

分科会長から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されてきたことが説明された。

協議の結果、当該情報は指名の適否に関する情報ではなく、候補者も特定されていないため、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

ウ 当地域委員会が担当する裁判官指名候補者以外の者に関する情報について  
庶務から、他の地域委員会が担当する裁判官指名候補者と思われる者に関する情報が送付されてきたことが説明された。

協議の結果、この情報は、当地域委員会が担当する者に関する情報と同様の基準で指名諮問委員会に報告することとされた。

エ 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

その他の情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成31年10月期の弁護士任官候補者及び平成31年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、期日は平成31年3月6日（水）午後1時30分から開催することとされた。

以 上